

大阪市福島区における終活支援に係る業務の連携に関する協定書

大阪市（福島区）（以下「甲」という。）と株式会社鎌倉新書（以下「乙」という。）は、福島区民が自分らしく自らの希望に沿って人生の終末を迎えるための生前の準備活動（以下「終活」という。）を円滑に行うことを支援するための業務の連携に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が終活支援に係る業務を実施するにあたり、乙と甲が必要な連携を行うことで、福島区民の終活に関するサービス提供の質を向上させ、もって円滑な終活を支援することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）甲の福島区民への終活に関する情報発信
 - （2）甲に係る職員（甲が指定する相談支援機関の職員等を含む。以下同じ。）への終活に関する研修の実施
 - （3）甲の福島区民及び甲に係る職員への終活に関する相談対応
 - （4）甲と乙が共同して主催するセミナー及び個別相談会の企画立案・運営
 - （5）エンディングノートの冊子データ制作・印刷・納品
 - （6）終活べんり帳の冊子データ制作・印刷・納品
 - （7）その他前条の目的を達成するために必要な事項
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ、決定する。
- 3 第1項第4号に基づき、甲と乙が共同してセミナー及び個別相談会を実施する場合は、別途書面を取り交わすこととする。
- 4 第1項第5号及び第6号の仕様書については、別途書面を担当部署により取り交わすこととする。
- 5 乙は、第1項各号に掲げる事項を実施するにあたり、自らの責任と負担で第三者に再委託を行うことができ、その場合はこの協定によって乙が負担する各義務を当該第三者にも負担させなければならない。

（費用負担）

第3条 甲は、前条第1項各号に規定する連携事項の実施のために乙が要した費用（以下「連携事項実施費用」という。）を負担しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲による連携事項実施費用に係る負担が生じる場合には、あらかじめ甲乙協議のうえ、別途書面を取り交わすこととする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は同一条件で更新され、その後も同様とする。

（秘密保持及び目的外利用の禁止）

- 第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により相手方から知り得た一切の情報のうち、秘密である旨が明示された情報又は情報の性質及び開示状況に照らして秘密として取り扱うべき情報（以下「秘密情報」という。）並びに、この協定の遂行に関連して取得又は提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定義される「個人情報」をいう。以下同じ。）について、厳に秘密として取り扱う。
- 2 甲及び乙は、秘密情報及び個人情報を、第2条に基づく連携事項等の検討及び実施する目的（以下「本目的」という。）の範囲内でのみ使用し、相手方の事前の書面による承認を得た場合（個人情報については本人の同意）又は法令等に定めがある場合を除き、本目的を超えて使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。
- 3 甲及び乙は、この協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める義務を負うものとする。

（知的財産権）

第6条 この協定で発生した成果物にかかる著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含み、以下「知的財産権」という。）は、従前から甲又は第三者が保有していた知的財産権を除き、乙に帰属するものとする。

（その他）

- 第7条 相談の内容によっては、相続・遺言（弁護士法）、税務（税理士法）などの資格業務に抵触する恐れがあることから、有資格者による相談の場合に限り、資格業務に該当する助言ができるものとする。
- 2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

（管轄裁判所）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する訴訟調停その他の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が各自記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和8年 9月 25日

甲 大阪市
協定締結担当者 大阪市福島区長 工藤 誠 [自署]

乙 東京都中央区京橋2丁目14番1号 兼松ビルディング3階
株式会社鎌倉新書
代表取締役会長CEO 清水 祐孝 [自署]